



行政の 焦点

被災者の過失分は労災保険で負担するということになります。ただし、この取り扱いは、あくまで労災保険給付が前提ですから、休業（補償）給付や障害（補償）給付など第三者から全額を保障してもらった場合であつても、特別支給金など一部請求できる場合もあります。

交通事故の場合、一般的には自賠責保険や任意保険に加入していますが、交通事故の中でも、最近では自転車が第三者に

被災者の過失分は労災保険で負担するということになります。ただし、この取り扱いは、あくまで労災保険給付が前提ですから、休業（補償）給付や障害（補償）給付など第三者から全額を保障してもらった場合であつても、特別支給金など一部請求できる場合もあります。

交通事故の場合、一般的には自賠責保険や任意保険に加入していますが、交通事故の中でも、最近では自転車が第三者に

被災者の過失分は労災保険で負担するということになります。ただし、この取り扱いは、あくまで労災保険給付が前提ですから、休業（補償）給付や障害（補償）給付など第三者から全額を保障してもらった場合であつても、特別支給金など一部請求できる場合もあります。

（労災保険）においては、交通事故などの場合で、労災保険給付の原因である災害が第三者（被災者、事業主以外の者をいう）の行為などによつて生じた災害を「第三者行為災害」として取り扱います。その際には、被災者等が第三者から先に損害賠償を受けた時は、その価格の限度で労災保険給付をしないことを、「控除」とい、先に労災保険給付をしたときは、被災者が有する損害賠償請求権を労災保険給付の範囲内で取得し、相手方に請求することを「求

被災者の過失分は労災保険で負担するということになります。ただし、この取り扱いは、あくまで労災保険給付が前提ですから、休業（補償）給付や障害（補償）給付など第三者から全額を保障してもらった場合であつても、特別支給金など一部請求できる場合もあります。

被災者の過失分は労災保険で負担するということになります。ただし、この取り扱いは、あくまで労災保険給付が前提ですから、休業（補償）給付や障害（補償）給付など第三者から全額を保障してもらった場合であつても、特別支給金など一部請求できる場合もあります。

被災者の過失分は労災保険で負担するということになります。ただし、この取り扱いは、あくまで労災保険給付が前提ですから、休業（補償）給付や障害（補償）給付など第三者から全額を保障してもらった場合であつても、特別支給金など一部請求できる場合もあります。

第二者行為災害（交通事故、他人の暴行）の取り扱い

被災者の過失分は労災保険で負担するということになります。ただし、この取り扱いは、あくまで労災保険給付が前提ですから、休業（補償）給付や障害（補償）給付など第三者から全額を保障してもらった場合であつても、特別支給金など一部請求できる場合もあります。

被災者の過失分は労災保険で負担するということになります。ただし、この取り扱いは、あくまで労災保険給付が前提ですから、休業（補償）給付や障害（補償）給付など第三者から全額を保障してもらった場合であつても、特別支給金など一部請求できる場合もあります。

ただくとスムーズな処理につながります。

さらに、飼い犬に咬まれるといったケースもあります。飼い主に管理責任があつたと認められる場合には、飼い主に費用の負担を求めることがあります。また、他人の暴行による場合も多くなってきており、殺人事件などの凶悪事件からささいなことを原因とした暴行までその内容は様々ですが、いずれも第三者行為として取り扱い、第三者に対し

取り扱い、第三者に対して費用の負担を求めていたり、請求人の会社から、「大事なお客さんが勝手に手を出して咬まされただから費用負担を求める」といった苦情が寄せられたり、「自分で治療費を負担すると言っていた」などといった苦情が寄せられたり、請求人の会社から、「大事なお客さんだから費用負担を求めるで欲しい」との申し出があることもありますので、労災請求手続きにあたっては、制度を十分に理解することが大切になります。

以上、よくあるケースを簡単に説明しましたが、他にも様々なケースがありますので、わからぬことがあります。自転車同士の事故であつても、転倒の方によつては、重大な事故となることがあります。相手の方がどういった方か、負傷するに至った詳しい状況等を記載している